

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

「窓辺にともる蛍火（ほたるび）」再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

福島県会津若松市

3. 地域再生計画の区域

会津若松市の区域の一部（北会津地区）

4. 地域再生計画の目標

会津若松市は福島県の西部、会津盆地の東南に位置し、東は猪苗代湖を、南には溪流や山岳などの豊かな自然に恵まれている。市域面積は約 383 km² であり、地形は東西に約 20km、南北に約 29km を有しており、内陸盆地の気候を示し、夏期は蒸し暑く、冬期は日本海側の気候で降雪量も多く豊かな四季を織りなしている。現在の人口は 126,623 人の城下町であり、市街地の中央には鶴ヶ城がそびえ立ち、会津地方の中心都市としての役割を担っている。

また、本市は平成 16 年 11 月に北会津郡北会津村と、また平成 17 年 11 月に河沼郡河東町と市町村合併（編入合併）を行い、新たな市が発足した。

本計画の区域である北会津地区は、合併前の北会津村の区域であり農業を中心とした標高差 40m の起伏のない田園地域である。この地区は昭和 58 年までに全域でほ場整備が行われ、それまで「思い堀」等の名称が付いた小川が流れており、ホタルやメダカがいたるところで見られた修景を有していた。

しかし、このほ場整備により小川はすべてコンクリートの水路に変わり川に棲む生物の環境は大きく変化し、水路には多くの水門が作られ流水が管理されるようになり、特にホタルはその姿が減少していった。また、北会津地区の排水状況に目を向けると、生活様式の変化に伴い生活雑排水が農業用水として使用される水路へ大量に流れ込むことにより、特に冬期間において農業用水が減水したときなどの水質の悪化は著しく、住民・農業生産者の大きな問題となり、同時にホタルの生息域が減少した要因にもなっていた。

そうした中、平成に入り自然環境に対する関心の高まりを受け、むかし家の周りで見られたホタルを復活させようと住民活動が始まり、また農薬や科学肥料の使用量を半減し、環境に配慮した特別栽培による農産物の生産が行われるなど、地区内では「水」に関するこだわりが強かうたわれるようになった。そこで市は、水質改善を図るため水質の悪化の主な原因である生活雑排水の処理を行うため汚水処理施設の整備を平成 6 年より着手してきた。

これらの社会状況の変化を受け、本計画では污水处理施設の整備を促進し、地域の生活環境の更なる改善を図るとともにゲンジホタルの生息に必要な「水、土、木」のうち、まず清浄な「水」の確保を目指す。さらに、地区農業生産者と協力し「ホタルの棲む豊かな自然で栽培された農産物」というブランドイメージの構築を推進する。

これらの取り組みにより、窓をあけるとホタルが家の中に入ってきたという昔ではよく見られた風景を復活させ、自然との共存を肌で感じられる住民生活の再生を目指す。

（目標 1） 污水处理施設の整備の促進

（污水处理人口普及率を現在の 76.0% [平成 22 年度末] から 99.6% [平成 27 年度末] に向上）

（目標 2） 公共用水域の水質の改善

（地区周辺の水路でカワニナを生息させることで確認）

5. 目標を達成するための行う事業

（5-1） 全体の概要

北会津地区では、これまでに北会津北部地区で公共下水道が完了し、また、宮木地区、上米塚地区、下荒井地区、北会津西部 1 期地区で農業集落排水施設が完成しており、現在北会津西部 2 期地区で整備を進めている。北会津地区において公共下水道、農業集落排水施設で処理困難な地域は浄化槽（市町村設置型）により污水处理を進めることにより地区内の水路の水質改善、環境改善を行う。

（5-2） 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

污水处理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は以下のとおり事業開始に係る手続等を完了している。

なお、整備箇所等については別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 農業集落排水 平成 19 年 4 月に事業採択の通知を国より受けている。

【事業主体】

- ・ 会津若松市

【施設の種類】

- ・ 農業集落排水施設、浄化槽（市町村設置型）

[事業区域]

- ・農業集落排水施設 会津若松市北会津西部2期地区
- ・浄化槽（市町村設置型） 会津若松市北会津地区全域
（ただし、公共下水道認可区域及び農業集落排水処理区域を除く。）

[事業期間]

- ・農業集落排水施設 平成23年度～平成26年度
- ・浄化槽（市町村設置型） 平成23年度～平成27年度

[整備量]

- ・農業集落排水施設 管路工 $\phi 75\sim 200$ L=4,670m
（単独 L=1,015m）
処理施設 1箇所（増設 電気・機械設備）
- ・浄化槽（市町村設置型） 10基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり

農業集落排水施設	会津若松市北会津西部2期地区で	650人
浄化槽	会津若松市北会津地区で	40人

[事業費]

- ・農業集落排水施設 事業費 510,000千円（うち国費 255,000千円）
単独事業費 100,000千円
- ・浄化槽（市町村設置型）事業費 11,040千円（うち国費 3,680千円）
- ・合計 事業費 521,040千円（うち国費 258,680千円）
単独事業費 100,000千円

（5-3）その他の事業（支援措置によらない、本市が独自に取り組む事業）

○ホタル生息域拡大事業

現在、住民の有志で結成されている「ホタルの里をまもる会」において独自に飼育したゲンジボタルの幼虫を放流し、生息域の拡大を図る取り組みを行っている。この団体と協力し、本再生計画で目標としているカワニナが生息することができた水域に幼虫を放流することで本計画の名称にある「窓辺にともる蛍火」の実現に向けた取り組みを行う。

○農産物への新たな付加価値の創設

ホタルの飛び交う清浄な水が流れる自然豊かな地域で生産された農産物に、この取り組みのシンボルとなるホタルを結びつけることで他の地域の農産物との差別化を図り、新たな付加価値を加えた農産物及び新商品等の開発を行っていく。

6. 計画期間

平成23年度～平成27年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し公表する。また必要に応じ事業の内容の見直しを図るために、一般住民及び学識経験者で構成する「会津若松市下水道等運営審議会」において施設の整備状況等について評価・検討を行う。

なお、計画終了時に目標とした生息状況が達成されていることを確認するためホタル及びカワニナの生息状況の調査を行い公表する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認められる事項

該当なし。